

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施(二件)……………一
- ……………(生活文化スポーツ局計量検定所検査課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………一
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)……………二
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)……………二
- 告示(選)
- 平成三十一年東京都選挙管理委員会告示第一号(政治団体の届出)の一部訂正……………四
- 平成三十一年東京都選挙管理委員会告示第二十三号(政治団体の届出)の一部訂正……………四
- 平成三十一年東京都選挙管理委員会告示第三十七号(政治団体の届出)の一部訂正……………四
- 令和三年東京都選挙管理委員会告示第三十七号(政治団体の届出事項の異動の届出)の一部訂正……………四
- 令和四年東京都選挙管理委員会告示第百二二号(政治団体の届出事項の異動の届出)の一部訂正……………四
- 告示(公)
- 警備員等の検定の実施(二件)……………四

告示

- 警備員指導教育責任者講習の実施(四件)……………六
- 機械警備業務管理者講習の実施……………三
- 公告
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………三
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………三

東京都告示第八百八十八号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和五年八月四日

東京都計量検定所長 戸澤 互

一 検査地域 練馬区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)

ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和五年九月五日から同年十一月二十七日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 (一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。

(二) (一)のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

東京都告示第八百八十九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和五年八月四日

東京都計量検定所長 戸澤 互

一 検査地域 中央区及び港区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超えて二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)

ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和五年九月四日から同年十一月二十四日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。

五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会の名称

東京都告示第八百九十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年八月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区西六郷一丁目地内）

（「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。）

- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン

●東京都告示第八百九十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年八月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区北青山一丁目地内）

（「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。）

- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十

九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

●東京都告示第八百九十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、令和三年東京都告示第千七百七十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年八月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（文京区後楽一丁目地内）

（「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。）

- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合しなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

●東京都告示第八百九十三号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和五年八月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 路線名 都道青梅あきる野線
- 二 指定する区間 西多摩郡日の出町大字大久野字幸神千

三 指定の概要

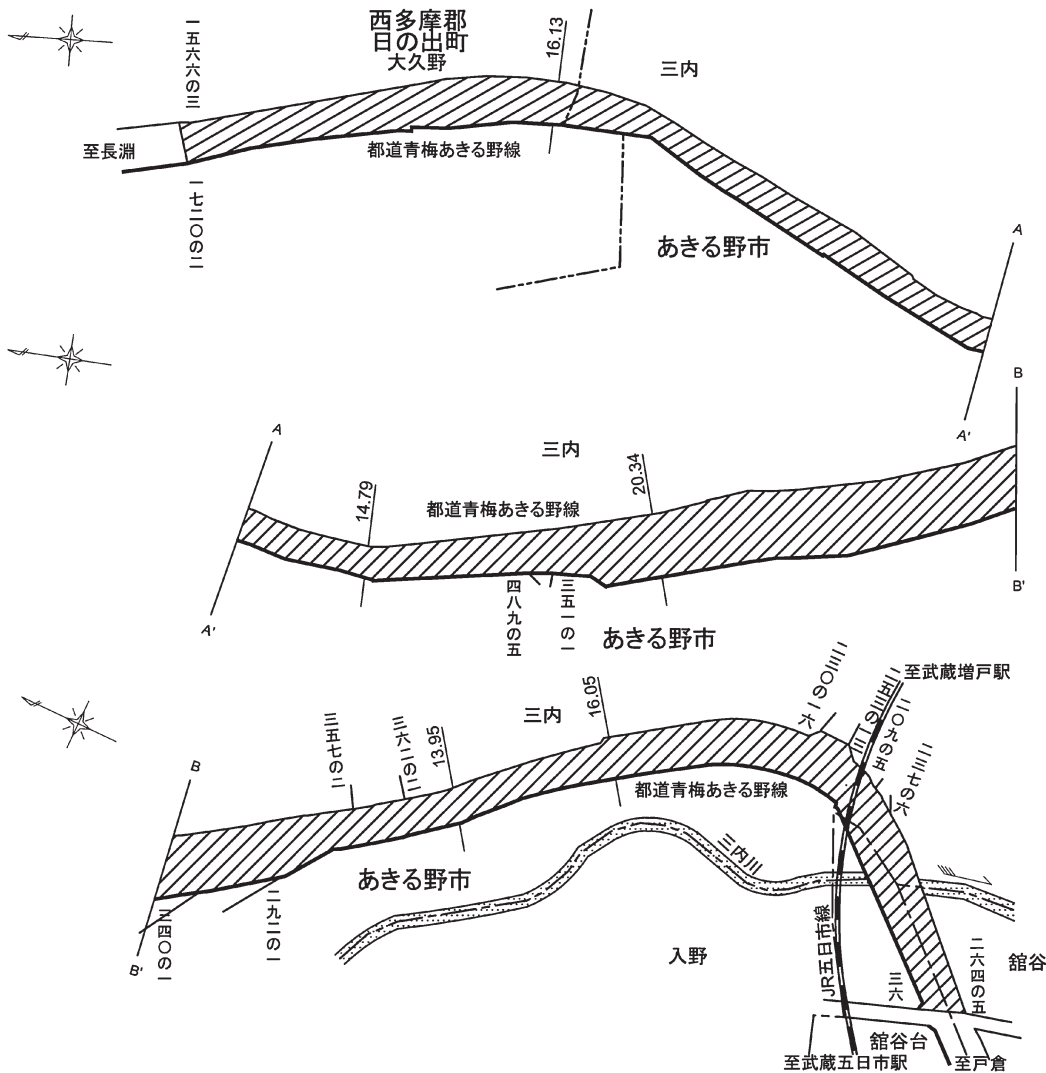
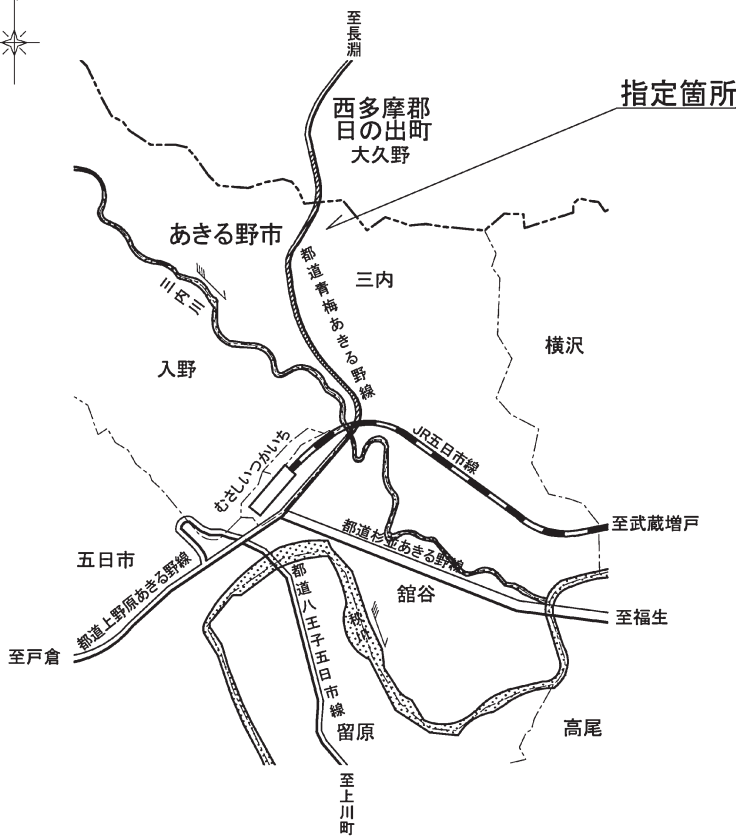
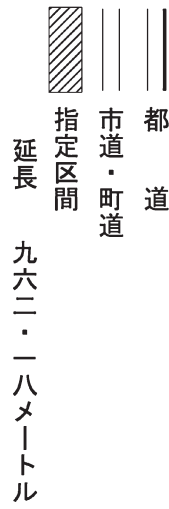
七百二十番二地内からあきる野市館谷字天神林二百六十四番五地先まで
別図表示のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道青梅あきる野線

西多摩郡日の出町大久野くあきる野市館谷

(電線共同溝予定名称 青梅あきる野・二号)



告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第七十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六
条第一項の規定による政治団体の届出について、藤崎こう
き後援会から訂正の報告があったので、同法第七条の第二
項の規定により、政治団体の届出（平成三十一年東京都
選挙管理委員会告示第一号）の一部を次のように訂正する。

令和五年八月四日

東京都選挙管理委員会

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治
団体）の部（1）国会議員関係政治団体以外の政治団体の
款藤崎こうき後援会の項中「藤崎 憲一」を「藤崎 憲
一」に、「藤崎 憲」を「藤崎 憲一」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第七十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六
条第一項の規定による政治団体の届出について、山田晴美
後援会から訂正の報告があったので、同法第七条の第二
項の規定により、政治団体の届出（平成三十一年東京都選
挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように訂正す
る。

令和五年八月四日

東京都選挙管理委員会

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治
団体）の部（1）国会議員関係政治団体以外の政治団体の
款山田晴美後援会の項中「山田 さつ子」を「山田 さつ
子」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六
条第一項の規定による政治団体の届出について、人民庶民
党から訂正の報告があったので、同法第七条の第二項の
規定により、政治団体の届出（平成三十一年東京都選挙管
理委員会告示第三十七号）の一部を次のように訂正する。

令和五年八月四日

東京都選挙管理委員会

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治
団体）の部（1）国会議員関係政治団体以外の政治団体の
款人民庶民党の項中「野崎 憲一」を「野崎 憲男」に改
める。

●東京都選挙管理委員会告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七
条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出に
ついて、ふるさと北区をつくる会から訂正の報告があつた
ので、同法第七条の第二項の規定により、政治団体の届
出事項の異動の届出（令和三年東京都選挙管理委員会告示
第三十七号）の一部を次のように訂正する。

令和五年八月四日

東京都選挙管理委員会

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治
団体）の部ふるさと北区をつくる会の項中「加藤 和宜」
を「加藤 和宣」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七
条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出に
ついて、社会民主党北総支部から訂正の報告があったので、
同法第七条の第二項の規定により、政治団体の届出事項
の異動の届出（令和四年東京都選挙管理委員会告示第二
号）の一部を次のように訂正する。

令和五年八月四日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部の部社会民主党北総支部の項中「守野木
法男」を「守野木 法男」に改める。

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第265号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定
に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する
規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」
という。）第7条の規定により次のとおり告示する。

令和5年8月4日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 検定の実施期日及び時間

(1) 学科試験

令和5年11月11日（土曜日）

午前8時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

令和6年1月27日（土曜日）

<p>午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第2号の警備業務(施設警備業務に係るものをいう。)に係る規則第4条に規定する2級の検定</p> <p>4 検定予定人員 60名</p> <p>5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 令和5年9月25日(月曜日)及び同月26日(火曜日)の2日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03(3581)8201</p> <p>6 申請手続 (1) 受付期間 令和5年10月4日(水曜日)から同月6日(金曜日)までの3日間 午前8時30分から午後4時30分まで (2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p>	<p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉</p> <p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 16,000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第266号 警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第7条の規定により次のとおり告示する。</p>	<p>令和5年8月4日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記</p> <p>1 検定の実施期日及び時間 (1) 学科試験 令和5年11月11日(土曜日) 午前8時30分から午前11時まで (2) 実技試験 令和6年1月27日(土曜日) 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第4号の警備業務(交通誘導警備業務に係るものをいう。)に係る規則第4条に規定する2級の検定</p> <p>4 検定予定人員 45名</p> <p>5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 令和5年9月27日(水曜日)及び同月28日(木曜日)の2日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p>
---	--	--

<p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 令和5年10月4日（水曜日）から同月6日（金曜日）までの3日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 検定申請書 1通 イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉 ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通 （ア）前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在り民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在り明らかとなる書面 （イ）前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれ</p>	<p>かの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 14,000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第267号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により次のとおり告示する。 令和5年8月4日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 令和5年11月6日（月曜日）から同月14日（火曜日）までの7日間（日曜日及び土曜日を除く。） 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号で定める警備業務（事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業</p>	<p>務」という。）</p> <p>4 講習予定人員 110名</p> <p>5 受講対象者 (1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者 (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの (4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者 ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者 イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検</p>
---	--	---

<p>定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期間</p> <p>令和5年10月4日(水曜日)及び同月5日(木曜日)の2日間</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話</p> <p>一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>03(3837)2160</p> <p>(3) 受講対象者の確定方法</p> <p>ア 現に東京都内に居住する者</p> <p>イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間</p> <p>電話受付予約終了後から令和5年10月20日(金曜日)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所</p> <p>台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル</p> <p>一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p>	<p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p> <p>イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(ロ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(ハ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警</p>	<p>警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>ウ 前6の(3)のア又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前6の(3)のイに該当する者は、居住地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の居住地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前6の(3)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間</p> <p>令和5年10月30日(月曜日)及び同月31日(火曜日)の2日間</p> <p>午前9時から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付場所</p> <p>台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル</p> <p>一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料</p> <p>47,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>電話 03(5818)6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係</p>
---	--	--

電話 03 (3581) 4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第268号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により次のとおり告示する。

令和5年8月4日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

- 1 講習の実施期間及び時間
令和6年1月9日(火曜日)から同月17日(水曜日)までの7日間(日曜日及び土曜日を除く。)
午前9時から午後5時まで
- 2 講習の実施場所
台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル
一般社団法人東京都警備業協会研修室
- 3 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第1号で定める警備業務(事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。)
- 4 講習予定人員
110名
- 5 受講対象者

(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者

ア 検定規則附則第3条の規定による陸前前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

6 受講申出の要領
受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。

なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 受講申出の受付期間
令和5年12月5日(火曜日)及び同月6日(水曜日)の2日間
午前9時から午後5時まで

(2) 受付専用電話
一般社団法人東京都警備業協会
03(3837)2160

(3) 受講対象者の確定方法
受講対象者のうち90名は、次に掲げる者を優先する。

ア 現に東京都内に居住する者

イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者

ウ 申込手続

(1) 受付期間
電話受付予約終了後から令和5年12月20日(水曜日)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)

午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所
台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル
一般社団法人東京都警備業協会

(3) 申込書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通

(ア) 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び

<p>履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>ウ 前6の(3)のイ又はイに該当する者は、それぞれに</p>	<p>該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前6の(3)のイに該当する者は、居住地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の居住地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前6の(3)のイ及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間 令和5年12月26日(火曜日)及び同月27日(水曜日)の2日間 午前9時から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 47,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03(5818)6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p>	<p>機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和5年8月4日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 令和6年3月13日(水曜日)から同月22日(金曜日)までの7日間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号で定める警備業務(事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 110名</p> <p>5 受講対象者</p> <p>(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4</p>
--	---	---

<p>条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期間 令和6年2月14日（水曜日）及び同月15日（木曜</p>	<p>日)の2日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 03(3837)2160</p> <p>(3) 受講対象者の確定方法 受講対象者のうち90名は、次に掲げる者を優先する。</p> <p>ア 現に東京都内に居住する者</p> <p>イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和6年2月29日（木曜日）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。） 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p> <p>イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないこと</p>	<p>についてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>ウ 前6の(3)のア又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前6の(3)のアに該当する者は、居住地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住居</p>
---	---	--

<p>地が明らかとなる書面</p> <p>(1) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前6の(3)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間</p> <p>令和6年3月7日(木曜日)及び同月8日(金曜日)の2日間</p> <p>午前9時から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付場所</p> <p>台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル</p> <p>一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料</p> <p>47,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>電話 03 (5818) 6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係</p> <p>電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>_____</p> <p>●東京都公安委員会告示第270号</p> <p>警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者講習に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により次のとおり告示する。</p>	<p>令和5年8月4日</p> <p>東京都公安委員会</p> <p>委員長 廣 瀬 道 明</p> <p>記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間</p> <p>令和5年12月6日(水曜日)から同月13日(水曜日)までの6日間(日曜日及び土曜日を除く。)</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所</p> <p>台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル</p> <p>一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分</p> <p>法第2条第1項第2号で定める警備業務(人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「2号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員</p> <p>110名</p> <p>5 受講対象者</p> <p>(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るもの)に限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業</p>	<p>務に係るもの)に限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るもの)に限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るもの)に限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。</p> <p>なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期間</p> <p>令和5年11月7日(火曜日)及び同月8日(水曜日)の2日間</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話</p> <p>一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>03 (3837) 2160</p>
--	---	---

<p>(3) 受講対象者の確定方法</p> <p>受講対象者のうち90名は、次に掲げる者を優先する。</p> <p>ア 現に東京都内に居住する者</p> <p>イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付期間</p> <p>電話受付予約終了後から令和5年11月22日（水曜日）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所</p> <p>台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通</p> <p>イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>（ア）前記5の(1)に該当する者は、2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p>	<p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>ウ 前6の(3)のイ又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前6の(3)のイ及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p>	<p>(1) 受講料納入の受付期間</p> <p>令和5年11月29日（水曜日）及び同月30日（木曜日）の2日間</p> <p>午前9時から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付場所</p> <p>台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料</p> <p>38,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (5818) 6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第271号</p> <p>警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号の規定に基づき、機械警備業務管理者を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第13条において準用する同規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和5年8月4日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間</p> <p>令和6年2月13日（火曜日）から同月16日（金曜日）</p>
--	---	---

までの4日間
午前9時から午後5時まで

2 講習の実施場所
台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル
一般社団法人東京都警備業協会研修室

3 講習予定人員
50名

4 受講申出の要領
受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。
なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により
確定する。

(1) 受講申出の受付期日
令和6年1月16日(火曜日)
午前9時から午後5時まで

(2) 受付専用電話
一般社団法人東京都警備業協会
03(3837)2160

5 申込手続

(1) 受付期間
電話受付予約終了後から令和6年1月30日(火曜
日)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)
午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所
台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル
一般社団法人東京都警備業協会

(3) 申込書類
機械警備業務管理者講習受講申込書 1通

6 受講料納入手続

(1) 受講料納入の受付期間
令和6年2月6日(火曜日)及び同月7日(水曜
日)の2日間
午前9時から午後4時30分まで

(2) 受付場所
台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル
一般社団法人東京都警備業協会

(3) 受講手数料
39,000円

7 問合せ先

(1) 一般社団法人東京都警備業協会
電話 03(5818)6070

(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
電話 03(3581)4321 内線30312

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店
舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定に
より次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供
する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体
にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に
あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、令和五年八月四日から四月以内に東京都産業労働

局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
に到着するよう提出してください。

令和五年八月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名
(仮称)オーケー東伏見店

二 店舗所在地
西東京市東伏見五丁目百八十番地
一

三 設置者名
株式会社けやきの杜

四 設置者住所
西東京市東伏見五丁目一番十八号

五 小売業を行う者の
氏名又は名称
オーケー株式会社

六 新設をする日
令和六年三月十九日

七 店舗面積の合計
二千百七十六平方メートル

八 駐車場の位置及び
収容台数
店舗内 六十八台

九 駐車場の位置及び
収容台数
店舗内 百三十台

十 荷さばき施設の位
置及び面積
店舗内 百四平方メートル

十一 廃棄物等の保管
施設の位置及び
容量
店舗内 十一・九六立方メートル

十二 小売業を行う者
の開店時刻
午前八時

十三 小売業を行う者
の開店時刻
午後十時四十五分

十四 来客が駐車場を
利用することが
できる時間帯
午前七時三十分から午後十一時ま
で

十五 駐車場の自動車
の出入口の数及
び位置
一箇所 店舗南西側

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことがで

きる時間帯

十七 届出日 令和五年七月十八日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番

一号)

十九 縦覧期間 令和五年八月四日から同年十二月四日まで。ただし、東京都の休日

に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号

郵便番号
113-0001